

立正大学 応用地理測量学研究会 会則

前文

立正大学応用地理測量学研究会は、本学の建学の精神に則り、会員の和の基に健全なる学生生活の充実と学術研究および技術の発展向上を願い、学生たる本分を全うすることを目的とする。

第一章 総則

第一条（名称）

本会は立正大学応用地理測量学研究会と称す。

第二条（設立日）

本会の設立日は、昭和四十一年十月一日とする。

第三条（構成員）

本会は、立正大学各学部各学科の学生、大学院生、顧問をもって構成する。

第四条（所在地）

本会の本部を立正大学熊谷キャンパスサークルボックス三二五号室におき、倉庫を同二三六号室におく。

第五条（目的）

本会の目的は、測量学理論の究明と測量技術の修練、その他地理に関する学問の学術研究活動を行い相互の親密化人間形成を計る事とする。

第六条（活動内容）

本会は、前条の目的達成のために必要と認められた活動を行う。

第七条（活動の継続）

本会は、五月に行われる総会にて活動の継続可否を決定し、継続するときは大学へ活動継続届を提出しなければならない。

第八条（休会）

本会は、会員数が五人未満になったときに休会し、その後五人以上になったとき、活動を再開する。

第九条（解散）

本会の解散には、総会の議決を必要とする。ただし、大学から解散を指示されたときはこの限りではない。

第二章 会員

第十条（入会）

本会へ入会しようとする者は、所定の入会届を本会に提出し会長の承認を得なければならない。

第十一条（会員の資格）

会員または会員になろうとする者は、次の各号をすべて満たさなければならない。

立正大学学生または院生であること。

二、本会の目的、活動内容に賛同し、本規約に同意できること。

三、前条の手続きを終了したこと。

第十二条（会員の義務）

会員は、本規約を遵守する義務を有する。

第十三条（除籍勧告）

次の各号のいずれかに該当する会員は、役員会を経て会長の名の下で除籍を勧告することがある。

一、総会に事前の連絡なく欠席したとき。

二、活動怠慢な状態が長期間継続したとき。

三、会則に背き又は本会の名誉を損なう行為を犯したとき。

第十四条（除籍）

次の各号のいずれかに該当する会員は、役員会を経て会長の名の下で除籍することがある。

除籍勧告を一年に二度以上うけたとき。

二、前条三号のうち、特に悪質な行為を犯したとき。

三、第六条に定める会員資格を喪失したとき。ただし、卒業ないし退学に伴う退会のときはこの限りではない。

第十五条（休会）

会員は、正当な理由のあるときに限り、役員会の承認を得たうえで休会することができる。

第十六条（退会）

本会を退会するときは、会長にその旨を申し出なければならない。ただし、卒業ないし退学に伴う退会のときはこの限りではない。

第三章 総会

第十七条（総会の位置づけ）

総会は、本会の最高決議機関である。

第十八条（定例総会の開催時期）

定例総会は、毎年五月と十一月の年二回開催し、会長は、十日前までに日時・場所・主要議決を明記してこれを召集する。

第十九条（総会の定足数）

総会は、会員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。ただし、学部四年生以上、大学院生はこの人数に含まない。

第二十条（総会の決議）

総会の決議は出席会員の多数決による。ただし同数のときは議長がこれを決定する。

第二十一条（臨時総会）

臨時総会は次のときに開き公示は原則として三日前までに行う。

- 一、役員会で総会を必要と認めたとき。
- 二、正会員が会員の三分の一以上の賛同を得て、議案を添えて会長に提出したとき。

第二十二条（総会の決定事項）

総会決定事項は、会則に準ずる。

第四章 役員・役員会

第二十三条（職種）

本会は次の役員を置き、これらをもって役員会とする。

- 一、会長本会の代表として、会を司る。
- 二、会計本会の会計の職務を担う。
- 三、企画本会の行事を計画、実行する。

第二十四条（顧問）

本会は、顧問を置く。顧問が欠けるときは、副顧問を置く。

第二十五条（役員の選出）

役員は、総会によって選出しこれを任命する。

第二十六条（任期）

役員の任期は、一期を一年とし、その期間を十二月一日より翌年十一月三十日までとする。

第二十七条（会長の任期）

会長は、いかなる場合でも一期を超えてその職に就くことを認めない。

第二十八条（役員の補足）

役員会が必要と認めたときは、役員を補足することができる。この役員は総会で選出し、任期及び決議権は役員に同じとする。

第二十九条（役員の補選）

役員に欠員が生じたときは、総会において補選する。ただし、任期は前役員の残任期間とする。

第三十条（役員の辞任）

任期中の役員の辞任は、総会において会員の三分の二以上の賛同を得なければならない。ただし、退会、休会、除籍による辞任はこれに限らない。

第三十一条（役員会）

役員は役員会を組織し会務を審議する。

第三十二条（役員会の開催）

役員会は次のとき、会長がこれを召集する。

- 一、会長が必要と認めたとき。
- 二、役員の三分の二以上の賛同があったとき。

第三十三条（役員会の成立）

役員会は、役員の三分の二以上の出席により成り立つ。

第三十四条（役員会の議決）

役員会の議決は、出席役員全員の賛同による。

第三十五条（役員の議決権）

役員は、総会において会員と同等の議決権を有する。

第五章 委員・委員会

第三十六条（委員会）

本会は、特殊な活動に対して臨時に委員を選出して委員会を設置する事ができる。

第三十七条（委員会の設置）

委員会は、次のときに設置することができる。

- 一、役員会が必要と認めたとき。
- 二、正会員の二分の一以上の賛同を得たとき。

第三十八条（委員会の議決）

委員会の召集成立議決は、第四章「役員・役員会」の各条に準ずる。

第三十九条（委員会の任期）

委員会の任期は、目的を達成し残務整理が完了するまでとする。

第六章 品川支部

第四十条（品川支部の設置）

立正大学品川キャンパスにおいて、本会に入会しようとする者が三名以上いるときは、総会の議決を経て品川支部を設置することができる。

第四十一条（品川支部の運用）

品川支部の運用については、その設置後に別途定める。

第七章 会計

第四十二条（収入）

本会の収入は、会費、助成金、寄付金、預金、行事参加費、利息、大学祭売り上げ、その他雑収入をもって構成する。

第四十三条（会費の額）

本会の会費は、一人年三千円とする。

第四十四条（会費の支払い）

会費は、別途定める期日までに現金かつ日本円で支払わなければならない。

第四十五条（予算）

本会は、毎年四月に行われる総会で当年度の予算を定め、それに応じた額の助成金を大学へ申請しなければならない。

第四十六条（会費の減免）

次の各号のいずれかに当てはまる会員は、会費支払いを免除または減額される。

- 一、学部四年生以上または大学院生で、かつ一年を通じて一度も活動に参加しなかった者
- 二、年度途中に入会した者
- 三、休会した者
- 四、徴収前に死亡した者
- 五、その他、役員会で認められた者

第四十七条（会費の返金）

一度支払った会費はいかなる理由でも返金せず、また年度途中で再入会した者は再度会費を払わなければならない。

第四十八条（行事参加費）

行事参加費は、その都度定める期日までに現金かつ日本円で支払わなければならない。

第四十九条（取り消し料）

参加費を徴収する行事への参加を辞退するときは、いかなる場合でも次の各号で定める取り消し料を支払わなければならない。ただし、行事に伴う各種業者、施設、交通機関が個別に取り消し料を定めているときは、それに従う。

- 一、実施七日前まで 無料
- 二、実施三日前まで 半額
- 三、それ以降 全額

第八章 OB・OG 団体

第五十条（団体の名称）

本会の OB・OG 団体の名称を「白馬会」とする。

第五十一条（会則）

本章に関する前条以外の事項は、白馬会会則で定める。

第九章 附則

第五十二条

本会則は昭和四十一年十月一日よりこれを施行する。

本会則は昭和四十二年六月一日よりこれを改正施行する。

本会則は昭和四十三年十二月一日よりこれを改正施行する。

本会則は昭和四十七年十月一日よりこれを改正施行する。

本会則は令和五年十一月二十八日よりこれを改正施行する。

第五十二条

本会則の改定は、総会において出席者の三分の二以上の賛同により行う。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明する。

立正大学応用地理測量学研究会

会長 石上晃大

令和6年1月29日